

令和6年度 区長業務説明



令和6年4月20日（土）

本日のご説明内容

- 自治会・町内会と市の関係
 - ・ 業務委託
- 自治会・町内会と他組織との関係
 - ・ 市内の状況
 - ・ 守谷市自治会連絡協議会
 - ・ まちづくり協議会
- 市からの支援・補助事業

自治会・町内会と市の関係

市は、各自治会・町内会から選出された方を、**連絡員（区長）**として委嘱しています。



地域住民と行政との連絡調整役をお願いしております。

業務委託

市と自治会・町内会が、
業務委託契約を締結しています。

※継続しているため、改めての契約は不要

1. 自治会・町内会から市への質問、
要望などのとりまとめ
2. 文書等の配布、回覧
3. 募金のとりまとめ
4. 地区内の調査
5. その他、市役所各課からの依頼対応等

質問、要望などのとりまとめ

◆市への要望やご相談は、いつでもお受けしております。

各担当課、市民協働推進課、
地域担当職員にご相談ください。

※各自治会・町内会に配置したパイプ役

配布資料「地域担当職員の配置について」で、担当職員の氏名等お知らせしています。

文書等の配布、回覧

- ◆市からの文書等は、毎月10日
(土日祝の場合は直前の平日)にお届けいたします。
- ◆配布部数の変更は、配布日の
2～3日前までに、市民協働推進課へご連絡ください。

業務委託料とは

- ◆市が自治会・町内会へ委託する業務に対して支払います。

基本割額：5,000円

世帯割額：1,500円/1世帯

- ◆年1回、3月下旬に、自治会・町内会名義の口座へ振込みます。

業務委託料の取り扱い

- ◆ 使途は、自治会・町内会で十分協議し有効に活用してください。
- ◆ 予算決算に明記し、分かりやすい会計管理に努めてください。

守谷市内の自治会・町内会

◆市内自治会数：158自治会

◆自治会加入率：約64%

※約19,000世帯が加入

守谷市自治会連絡協議会とは

◆構成員

市内全区長158名

（役員会：会長1名、副会長1名）

◆目 的

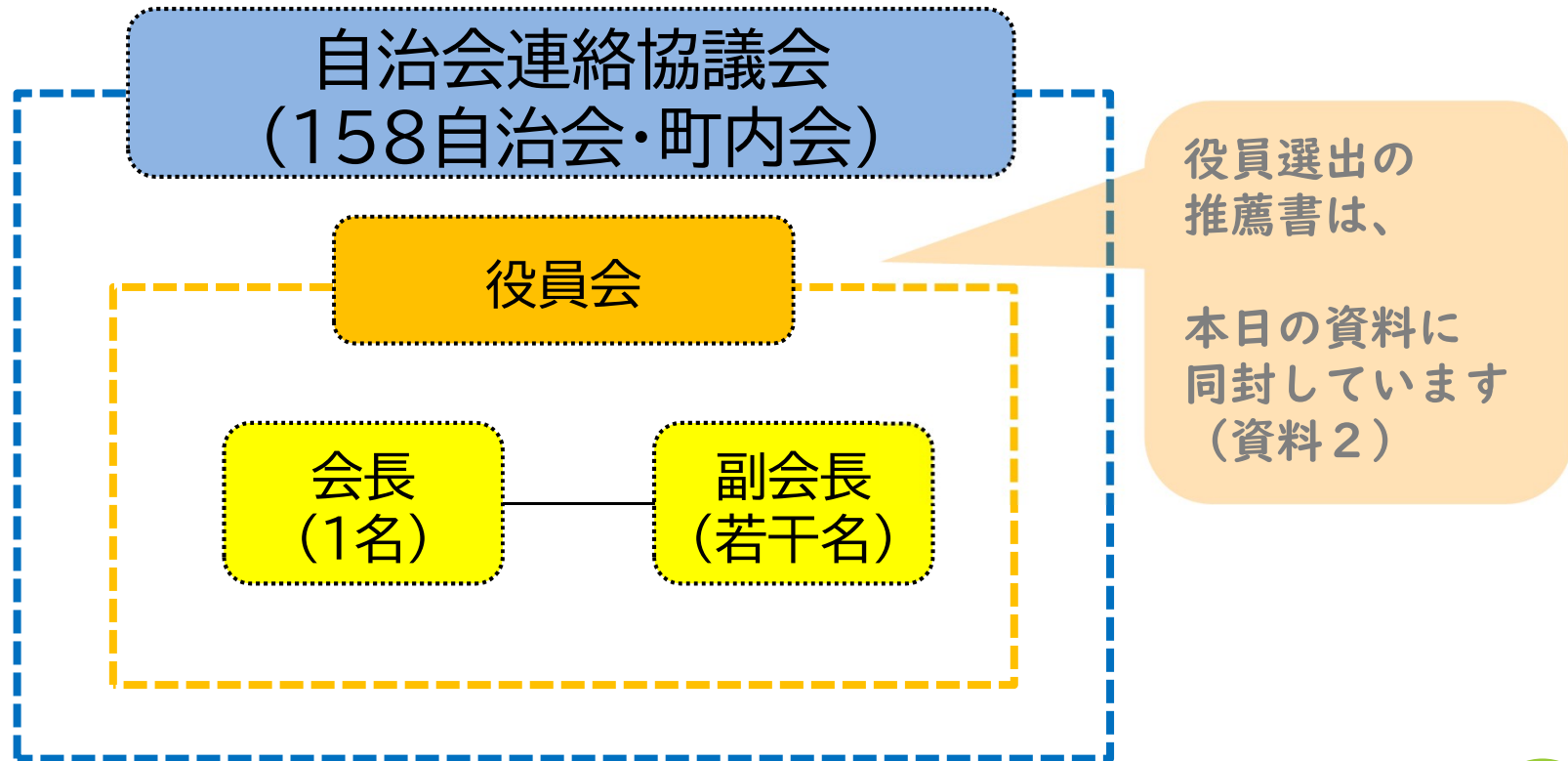
自治会・町内会相互の情報交換等

◆活 動

情報交換会「まるごとミーティング」の開催、
県内自治会組織との連携等

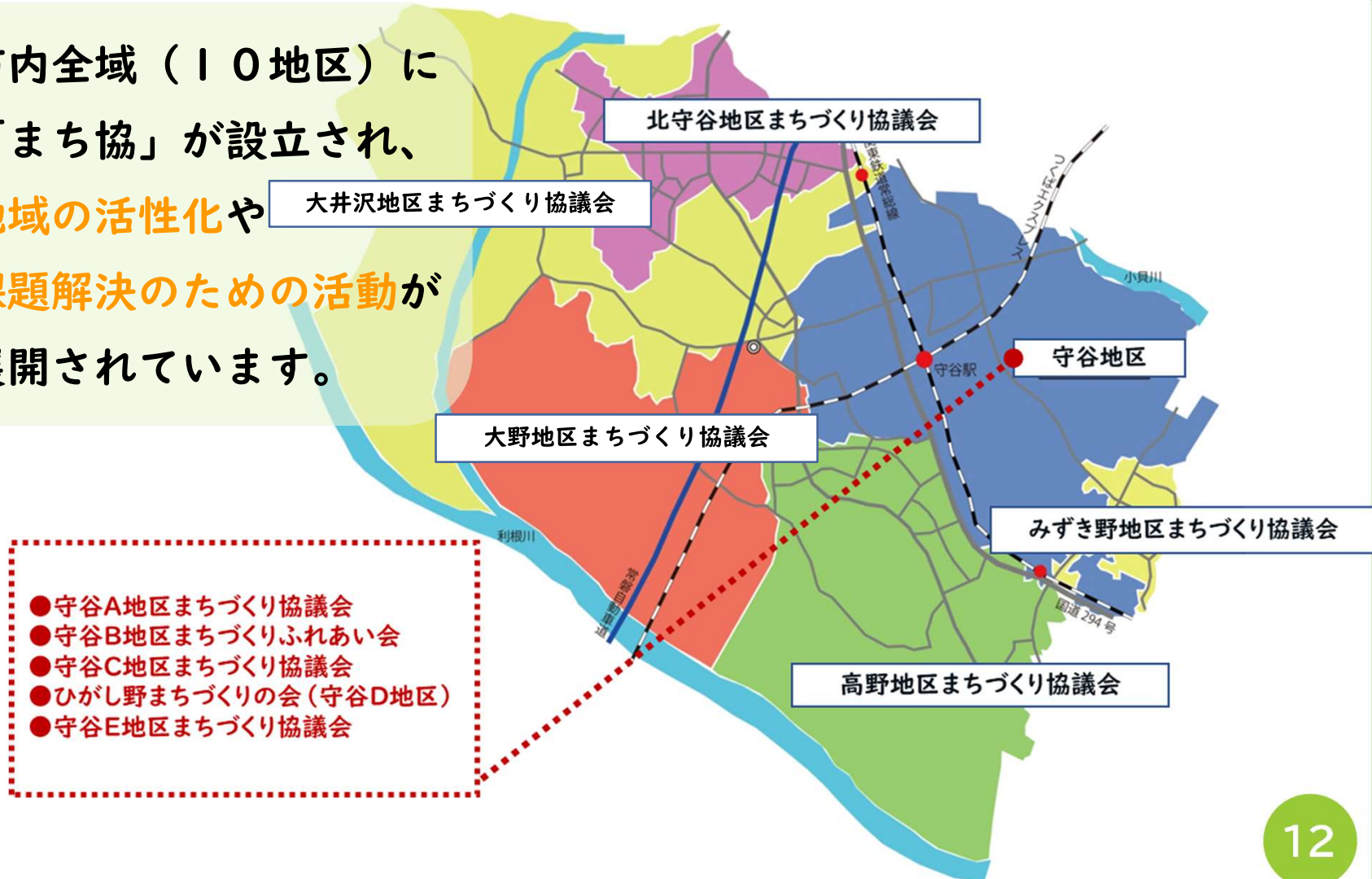
守谷市自治会連絡協議会組織図

令和2年12月21日発足

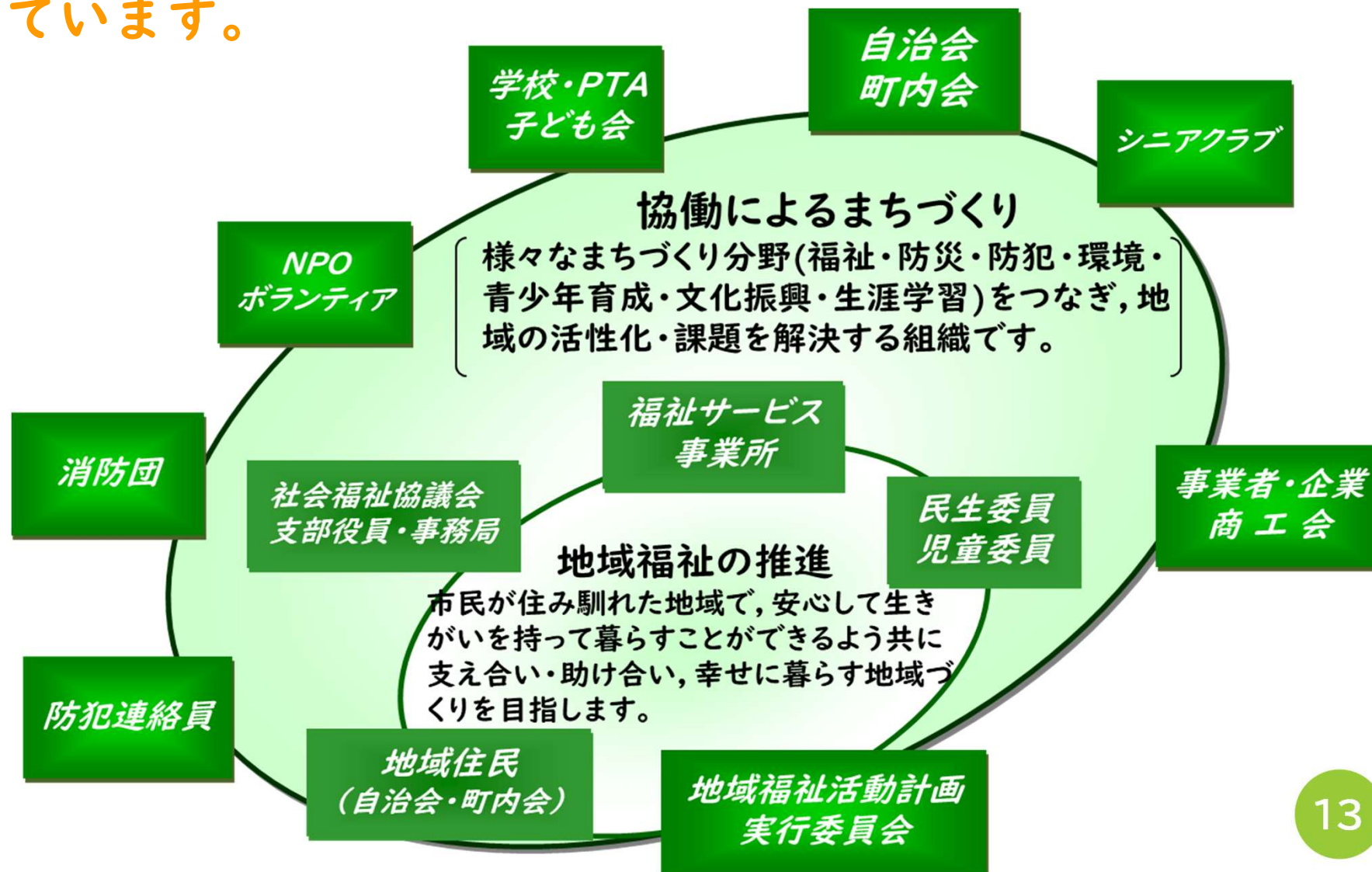


まちづくり協議会

市内全域（10地区）に
「まち協」が設立され、
地域の活性化や
課題解決のための活動が
展開されています。



まちづくり協議会は、様々な団体とつながり、活動しています。特に、自治会・町内会との連携が重要だと考えています。



市の支援・補助事業

協働のまちづくり推進活動助成金

地域住民による作業に使用した
燃料代・飲食代や、防災訓練の実
施に対して助成します。

- ◆概ね2時間以上の時間を要する作業で、
公益上必要であると認められる作業
- ◆地域住民による防災訓練

市の支援・補助事業 草刈り等資機材の貸出

住民活動の一環として草刈りなどを実施する場合に、資機材を貸し出します。

- ◆エンジン芝刈機
- ◆エンジン刈払機
- ◆熊手、ほうき、鎌

市の支援・補助事業 市公用車の貸出

公用車を貸し出します。

※休日のみの貸し出しです。

- ◆市内の防犯パトロール
- ◆市内の道路、河川、公園、学校などの
公共施設等の美化、清掃活動
- ◆地域の行事に使う備品等の運搬

市の支援・補助事業 その他の支援

市公式サイト

(一部申請書のダウンロードあり)

「自治会・町内会への支援・補助等」



その他ご不明な点は、

- ◆各担当課
- ◆市民協働推進課
- ◆地域担当職員 へ

お気軽にご連絡下さい。

区長のみなさま、
どうぞよろしく
お願いします。



なぜ？なに？自治会・町内会 自治会・町内会活動ハンドブック 誤記のお詫びと訂正

ハンドブックの内容に、一部誤りがございました。
御迷惑をお掛けし大変申し訳ございません。
お詫び申し上げます。

P.46

【誤】避難行動要支援者登録制度 社会福祉課0297-48-1842

【正】避難行動要支援者登録制度 社会福祉課0297-45-1111